

国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を
行うことを求める意見書

2018年4月から国民健康保険制度は都道府県単位の運営に移行した。国民健康保険制度改革の目的は、同制度の基盤安定化を図ることにある。そのために国は保険者支援制度など財政支援や、新たな基金造成に加えて、制度移行の保険料（税）の激変緩和措置の活用を市町村に求めている。しかし、他方では市町村が行う決算補填等を目的とした一般会計法定外繰入の削減・解消を求めている。

このような改革は、結果的に市町村や被保険者に新たな負担増を招きかねず、制度改革の趣旨を損ねることにもなる。

都道府県単位化後も、保険料の賦課・徴収や窓口負担減免制度などは市町村が被保険者個々の事情に応じて決定することには変わりはない。市町村の自主性を堅持するためにも、国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%あったが、2015年度は37%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠である。

国においては、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、市町村が保険料（税）を引き上げることのないよう、十分な保険者支援を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	石田真敏	殿
厚生労働大臣	根本匠	殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会